島根県工事成績評定要領

（令和５年４月）

島　根　県　総　務　部
島根県農林水産部
島　根　県　土　木　部

島根県工事成績評定要領

（目的）

第１　この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２　評定の対象は、原則として１件の請負金額が５００万円以上（改良復旧工事を含む災害復旧工事については２０００万円以上）の請負工事とし、中間検査、部分引渡し検査（島根県公共工事請負契約約款第３９条による）、竣工検査を実施したときに行うものとする。ただし、維持修繕工事等で部長又は、当該工事を担当する地方機関の長（以下「所長等」という。）が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第３　工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）第3条に定める検査員並びに島根県建設工事等監督要領（平成16 年3月10 日付け技第166号）又は、島根県建築工事等監督要領（平成16年4月1日付け営第60号）に定める総括監督員及び主任監督員及び監督員とするものとする。

（評定の方法）

第４　評定は、工事ごとに独立して行い、様式第１号の工事成績採点表に記載するものとする。ただし、総務部及び土木部建築住宅課が所管する建築工事にかかる評定は、別に定める建築工事成績評定基準によるものとする。

２．評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が適確かつ公正に行うものとする。

３．工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙１「考査項目について」、別紙２「考査項目別運用表」、別紙３「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、総務部及び土木部建築住宅課が所管する建築工事にかかる考査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

４．検査員である評定者は、中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。又、総括監督員及び主任監督員又は監督員である評定者は、竣工検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

５．竣工検査を実施したとき、監督員又は主任監督員は、工事成績採点表に評定点を記入

し総括監督員に提出し、総括監督員は前記の工事成績採点表に評定点を記入し検査員に提出し、検査員は監督職員から提出された工事成績採点表に評定点合計まで記入し、竣工検査調書に添付するものとする。

6．監督員又は主任監督員は、考査項目「創意工夫」の評価に当っては総括監督員及び当該工事を担当する部長（部長の配置がない場合は事業所長等）との合議をもって行うものとする。

7．総括監督員は、考査項目「工事特性」「社会性等」「法令遵守等」の評価に当っては当該工事を担当する部長（部長の配置がない場合は事業所長等）との合議をもって行うものとする。

8．総合評価方式により入札を行った工事で減点の必要がある場合は、考査項目「法令遵守等」の評価において反映させるものとする。

（工事成績採点表の提出等）

第５　検査員である評定者は、検査後遅滞なく、土木部長が検査員を指定する工事については、工事成績採点表（正）を検査調書に添付して土木部長に提出するとともに、当該工事を担当する所長等に工事成績採点表（写）を送付するものとする。

２．当該工事を所掌する課長（室長）が検査員を指定する工事については当該工事を所掌する課長（室長）に、所長等が検査員を指定する工事については所長等に工事成績採点表を提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第６　土木部長、課長（室長）又は所長等は、竣工検査調書の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式第２号の工事成績評定通知書により通知するものとする。

２．工事成績評定通知書には、当該工事項目別評定点表（様式第４号）を添付するものとする。

（評定の修正）

第７　評定を修正した場合は、土木部長、課長（室長）又は所長等は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第８　第６又は第７による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２．土木部長，当該工事を所掌する課長（室長）又は所長等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

３．前２項の事項については、第６又は第７の通知において明らかにするものとする。

（評定結果の公表）
第９　評定結果は、島根県工事成績評定点通知公表実施要領により、速やかに公表するものとする。

（島根県工事成績評定点通知公表実施要領）
第１０　島根県工事成績評定点通知公表実施要領については、別紙４によるものとする。

附則
この要領は、平成１２年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２０年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２０年６月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
附則
この要領は、平成２５年７月１日から施行する。
附則
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
附則
この要領は、令和３年１２月２０日から施行する。
附則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。
附則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。

様式　第１号

工事成績採点表（竣工・部分引渡し・中間）

所轄事務所：□□□□□□□□□■□□□□□□□□□■□□□□□□□□□■

工事名	□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□■	検査年月日	99年99月99日	請負金額(最終)	999,999,999,999　円
受注者名	□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■	工　期	99年99月99日　～　99年99月99日	完成年月日	99年99月99日

考　査　項　目		①監督員及び主任監督員					②総括監督員							③検査員(部分引渡し・中間)							④検査員（竣工）						
		職氏名 □□□□　□□□□□□					職氏名	□□□□ □□□□□□						職氏名	□□□□ □□□□□□						職氏名	□□□□ □□□□□□					
		職氏名 □□□□　□□□□□□																									
項　目	細　別	a	b	c	d	e	A	a	B	b	c	d	e	A	a	B	b	c	d	e	A	a	B	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																					
	Ⅱ.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																					
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0								+5.0	+3.8	+2.5	+1.3	0	-7.5	-15.0	+5.0	+3.8	+2.5	+1.3	0	-7.5	-15.0
	Ⅱ.工程管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0	+5.0	+3.8	+2.5	+1.3	0	-7.5	-15.0														
	Ⅲ.安全対策	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0														
	Ⅳ.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	Ⅱ.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+11.3	+7.5	+3.8	0	-12.5	-25.0	+15.0	+11.3	+7.5	+3.8	0	-12.5	-25.0
	Ⅲ.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性　※4	Ⅰ.施工条件等への対応　※1						10～0																				
5. 創意工夫　※4	Ⅰ.創意工夫　※1，※2	10～0																									
6. 社会性等　※4	Ⅰ.地域への貢献等　※1						10～0																				
加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）		0.0　点					0.0　点							0.0　点							0.0　点						
評定点（６５＋加減点合計）　※3		①　0.0　点					②　0.0　点							③　0.0　点							④　0.0　点						
評定点計　※5		0.00　点																									
7. 法令遵守等（技術提案減点評価を含む）　※4，※6							－　0　点																				
評定点合計　※7		0　点																									
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認　※8						□□□																				

所　見　（※9）	（監督員及び主任監督員）	（総括監督員）	（検査員）
	□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□ □■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□ □□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□ □□□□□■□□□□□□□□□□■	□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□ □□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□ □□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□ □□□□□□■	□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□ □□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□ □□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□□□□□□□□■□□□ □□□□□□■

※1　「4. 工事特性」は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、担当部長（又は事業所長等）との合議をもって行い、加点評価のみとする。評価すべき事項が無い場合はｃ欄の数値を選択する。
また、「5, 創意工夫」及び「6. 社会性等」の評価についても、担当部長（又は事業所長）との合議をもっておこない、加点評価のみとし、評価すべき事項が無い場合はｃ欄の数値を選択する。
※2　「5. 創意工夫」は、企業の工夫やノウハウに関して特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※3　65点＋(1.～　3.の評定(加減点合計)＋(4.～6.の評定(加点合計))　＝　評定点
各評価者の評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。
※4　4. 5. 6. は加点評価のみとする。また、「7. 法令遵守等」は、減点評価のみとする。
※5　中間検査がなかった場合は、評定点計＝①*0.3＋②*0.2＋④*0.5とする。中間検査があった場合は、評定点計＝①*0.3＋②*0.2＋③*0.2＋④*0.3（中間検査が２回以上の場合は③は平均値）とする。
部分引渡し検査は、検査員のみが評定し、中間検査と同様の取り扱いとする。従って、部分引渡し検査１回、中間検査１回の場合もその平均値とする。点数は、小数点以下２位まで記入する。
※6　「７. 法令遵守等」の評価は、担当部長（又は事業所長等）との合議をもって行い、減点評価のみとする。　総合評価方式により入札を行った工事で減点を課す場合は、この項目の評価において反映させる。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※8　「8. 総合評価技術提案」は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※9　所見は必ず記載すること。
※10　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が行う。

様式第２号

技　第　○　○　○　号
年　　月　　日

称号又は名称・代表者氏名　　様

島根県土木部長

工　事　成　績　評　定　通　知　書

貴社が受注した工事について、島根県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日から 14 日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。
疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。
また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．工事名　　○○○○○○○○○○○工事

２．工期　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３．竣工検査年月日　　年　　月　　日

４．評定点　　○○点

５．送付先　　〒○○○　○○○○
島根県土木部技術管理課長あて

６．手続き等の　　技術管理課工事品質管理スタッフ
問い合わせ先　　℡○○○○　○○　○○○○

様式第２号

技　第　○　○　○　号
年　　月　　日

称号又は名称・代表者氏名　　様

長

工　事　成　績　評　定　通　知　書

貴社が受注した工事について、島根県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日から 14 日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。
疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。
また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．工事名　　○○○○○○○○○○○工事

２．工期　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３．竣工検査年月日　　年　　月　　日

４．評定点　　○○点

５．送付先　　〒○○○　○○○○
島根県○○○○○○○○○事務所長あて

６．手続き等の問い合わせ先　　○○○事務所　契約業務課又は総務課
℡○○○○　○○　○○○○

様式第３号

細目別評定点採点表

項目	細別	①監督員及び主任監督員	②総括監督員	③検査員（部分引渡し・中間）	④検査員（竣工）	細目別評定点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（　1.0　）×0.3+2.15= 2.45　点				2.45　点 / 2.45点
	Ⅱ．配置技術者等	（　3.0　）×0.3+2.15= 3.05　点				3.05　点 / 3.05点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	（　3.0　）×0.3+2.15= 3.05　点		（　5.0　）×0.5+8.1= 10.60　点	（　5.0　）×0.5+8.1= 10.60　点	13.65　点 / 13.65点
	Ⅱ．工程管理	（　3.0　）×0.3+2.15= 3.05　点	（　5.0　）×0.2+3.2= 4.20　点			7.25　点 / 7.25点
	Ⅲ．安全対策	（　4.0　）×0.3+2.30= 3.50　点	（　10.0　）×0.2+3.4= 5.40　点			8.90　点 / 8.9点
	Ⅳ．対外関係	（　2.0　）×0.3+2.15= 2.75　点				2.75　点 / 2.75点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（　4.0　）×0.3+2.15= 3.35　点		（　10.0　）×0.5+8.1= 13.10　点	（　10.0　）×0.5+8.1= 13.10　点	16.45　点 / 16.45点
	Ⅱ．品質	（　5.0　）×0.3+2.15= 3.65　点		（　15.0　）×0.5+8.1= 15.60　点	（　15.0　）×0.5+8.1= 15.60　点	19.25　点 / 19.25点
	Ⅲ．出来ばえ			（　5.0　）×0.5+8.2= 10.70　点	（　5.0　）×0.5+8.2= 10.70　点	10.70　点 / 10.7点
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（　10.0　）×0.2+3.2= 5.20　点			5.20　点 / 5.2点
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（　10.0　）×0.3+2.15= 5.15　点				5.15　点 / 5.15点
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		（　10.0　）×0.2+3.2= 5.20　点			5.20　点 / 5.2点
７．法令遵守等			（　0.0　）×1.0= 0.00　点			0.00　点
					評定点合計	100　点 / 100点

※　部分引渡し・中間検査があった場合　　（①＋②＋③×0.4＋④×0.6）＝細目別評定点（部分引渡し、中間が２回以上の場合は③を平均する）
　　部分引渡し・中間検査がなかった場合　　（①＋②＋④）＝細目別評定点

様式第４号

項　目　別　評　定　点　表

所轄事務所名：

工事名		建設工事の種類	
		請負金額（最終）	
受注者名		完成年月日	年　月　日
工期日	年　月　日　～　　年　月	検査年月日	年　月　日

評価項目	細別	評定点／満点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／　２．４５点
	Ⅱ．配置技術者	／　３．０５点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／　１３．６５点
	Ⅱ．工程管理	／　７．２５点
	Ⅲ．安全対策	／　８．９点
	Ⅳ．対外関係	／　２．７５点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／　１６．４５点
	Ⅱ．品質	／　１９．２５点
	Ⅲ．出来ばえ	／　１０．７点
４．工事特性（加点のみ）	施工条件への対応	／　５．２点
５．創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／　５．１５点
６．社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／　５．２点
７．法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／　１００点
８．総合評価技術提案	履行確認	

別紙１

考　査　項　目　に　つ　い　て

島根県の所掌する請負工事の成績については、下記の考査項目について工事成績を評定し評定点を決めている。

考　査　項　目	細　　別	内　　容
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	Ⅱ．配置技術者	・現場代理人、主任（監理）技術者の技術的判断と職務の執行に関しての評価
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	・施工計画書と現場の施工方法等の一致、日常の出来形・品質・工事写真監理等を的確に実施しているかどうかの評価
	Ⅱ．工程管理	・工程表の内容が検討され、日常的に工事進捗が把握されているかの評価
	Ⅲ．安全対策	・災害防止協議会等を設置し、また、安全教育等的確に実施し、記録が整備されているかの評価
	Ⅳ．対外関係	・関係官公庁等の関係機関との調整、地元との調整を適切に実施しているかの評価
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	・出来形管理結果についての評価
	Ⅱ．品質	・品質管理のプロセス及び結果についての評価
	Ⅲ．出来ばえ	・構造物の仕上げや、すり付け等の出来ばえの評価及び機能の評価
４．工事特性	施工条件への対応	・工事全体を通して他の類似工事に比べて厳しい自然・地盤条件、都市部等の作業環境・社会条件、構造物の特殊性、長期工期の安全確保等を必要とした工事を評価
５．創意工夫	創意工夫	・施工関係と仮設工関係、施工管理関係、品質関係、安全衛生関係、その他について創意工夫と企業努力等の評価
６．社会性等	地域への貢献等	・現場見学会等を実施、清掃活動や地域との交流に参加、災害時等に地域への援助・救護活動、技術講習会等の開催・参加、その他の企業努力等を評価
７．法令遵守等		・各種法令違反等
８．総合評価技術提案	履行確認	・履行、不履行の評価

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 対象 評価 □　□　１．品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □　□　２．建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 □　□　３．作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □　□　４．施工計画書を、工事着手前に提出している。 □　□　５．現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □　□　６．元請けが、施工期間を通して自社または下請の施工について作業成果を検査している。 □　□　７．施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □　□　８．通常打合せ協議の対応や緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □　□　９．工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □　□　１０．製作工場における社内検査態勢（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □　□　１１．その他　　（理由：　　）			□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満　・・・ b 評価値が80%%未満・・・・・・ c		①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		
	Ⅱ．配置技術者等	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 対象 評価 □　□　１．現場代理人が、工事全体を把握している。 □　□　２．監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 □　□　３．書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □　□　４．契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □　□　５．設計図書の照査を実施し、現場の相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □　□　６．施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □　□　７．監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □　□　８．施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □　□　９．その他　　（理由：　　）			□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満　・・・ b 評価値が80%%未満・・・・・・ c		①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 対象 評価 □ □ １．施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ □ ２．日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ ３．日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ ４．使用材料の品質を証明する資料や写真等を適切に整理保管している。 □ □ ５．現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ □ ６．工事打合せ簿を、不足無く整理している。 □ □ ７．建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ □ ８．工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ □ ９．現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ □ １０．工事材料の品質に影響がないよう保管している。 □ □ １１．その他　　（理由：　　）			□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・ b 評価値が80%%未満・・・・・・ c		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 対象 評価 □ □ １．実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ □ ２．時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 □ □ ３．現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ □ ４．休日の確保を行っている。 □ □ ５．工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ □ ６．適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。 □ □ ７．工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ □ ８．計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 □ □ ９．その他　　（理由：　　）			□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・ b 評価値が80%%未満・・・・・・ c		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 対象 評価 □ □ １．災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 □ □ ２．安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ □ ３．新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ □ ４．仮設工の点検管理及び、墜落・飛来落下等防止対策を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ □ ５．保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ □ ６．工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ □ ７．過積載防止に取り組んでいる。 □ □ ８．地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ □ ９．その他　　（理由：　　）			□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・ b 評価値が80%%未満・・・・・・ c		①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		
	Ⅳ．対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 対象 評価 □ □ １．関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 □ □ ２．地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 □ □ ３．第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ □ ４．関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ □ ５．工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □ ６．その他　　（理由：　　）			□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・ b 評価値が80%%未満・・・・・・ c		①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする		

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照

① 出来高の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
③ 出来形管理とは、「島根県公共工事共通仕様書 別冊（施工管理基準）」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ ③後段の協議の結果、出来形管理基準を設定しない工事は「ｃ」評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

機械設備工事の出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状、寸法、数量、位置等である。

※上記欄によらず、当該欄で評価

［評価対象項目］

対象	評価	
□	□	１．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□	□	２．出来形管理が容易に把握できるよう施工図、出来形管理図表などを工夫し、管理記録が適切である。
□	□	３．施工計画書に自社の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
□	□	４．設備全般にわたり形状及び寸法の実測値が許容範囲である。
□	□	５．不可視部分の出来形が工事写真、施工記録により確認できる。
□	□	６．解体または撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。
□	□	７．その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満 ・・・ b
評価値が80%%未満・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。

（監督員及び主任監督員）

		a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事

電気、通信、受変電設備工事の出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状、寸法、数量、位置等である。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□　□　２．出来形管理が容易に把握できるよう施工図、出来形管理図表などを工夫している。
□　□　３．施工計画書に自社の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
□　□　４．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲である。
□　□　５．不可視部分の出来形が工事写真、施工記録により確認できる。
□　□　６．解体または撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。
□　□　７．その他　　（理由：　　）

※上記欄によらず、当該欄で評価

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満 ・・・ b
評価値が80%%未満・・・・・・ c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	a	b	c	d	e
Ⅱ．品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「島根県公共工事共通仕様書　別冊（施工管理基準）」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ ③後段の協議の結果、品質管理基準を設定しない工事は「ｃ」評価とする。

考査項目		a	b	c	d	e
Ⅱ．品質	機械設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

機械設備工事の品質とは、設計図書に示された工事目的物の品質、機能、操作性等である。

※上記欄によらず、当該欄で評価

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□　□　２．配管、コンクリート基礎、鋼製架台、点検歩廊及び電設資材等の品質について設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　３．機器据え付けの品質が適切で良好な施工である。
□　□　４．配管及び電気設備等の施工品質が適切で良好な施工である。
□　□　５．施工の各段階における試験の方法が、適切である。
□　□　６．システム全体の性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、試運転結果及び記録内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　７．不可視部分の品質が工事写真、施工記録により確認できる。
□　□　８．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工品質が継続して確認できる。
□　□　９．その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満　・・・ b
評価値が80%%未満・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	a	b	c	d	e
Ⅱ．品質		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

電気設備工事等の品質とは、設計図書に示された工事目的物の品質、機能、操作性等である。

［評価対象項目］

対象 評価

□ □ １．機器及び盤類の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ ２．配管配線等電設資材及びコンクリート基礎、鋼製架台の品質について設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ３．機器及び盤類の据付品質が適切で良好な施工である。
□ □ ４．電設資材施工の施工品質が適切で良好な施工である。
□ □ ５．施工の各段階における試験の方法が、適切である。
□ □ ６．システム全体の性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、試運転結果及び記録内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ７．不可視部分の品質が工事写真、施工記録により確認できる。
□ □ ８．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工品質が、継続して確認できる。
□ □ ９．その他（理由：　　）

※上記欄によらず、当該欄で評価

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満 ・・・ b
評価値が80%%未満・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

別紙２

考　査　項　目　別　運　用　表

■：キーワード、□：項目　　（監督員及び主任監督員）

考査項目	細　　別	創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	
５．創意工夫 【軽微なもの】	Ⅰ．創意工夫 キーワード評価	■準備・後片づけ関係 □ 1.測量・位置出しにおける工夫 □ 2.その他　　（理由：　　）	
		■施工関係 □ 3.施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 □ 4.コンクリート二次製品の利用等の代替材の利用に関する工夫 □ 5.土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 □ 6.部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫 □ 7.設備工事における、加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫 □ 8.給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎに関する工夫 □ 9.照明などの視界の確保に関する工夫 □ 10.仮排水、仮道路、迂回路等の計画な施工に関する工夫 □ 11.運搬車両・施工機械等に関する工夫 □ 12.支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫 □ 13.盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 14.施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 □ 15.出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 □ □ 17.特殊な工法や材料を用いた工事 □ 18.優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	
		■品質関係 □ 19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 □ 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 □ 21. 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 □ 22. 配筋・溶接作業等に関係する工夫	
		■安全衛生関係 □ 23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している □ 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ 26. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □ 27. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 □ 28. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 □ 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 □ 30. 環境保全（現場周辺環境対策、CO_2排出削減、省エネルギーの推進等）に関する工夫	
		■その他 □ 31. その他　　（理由：　　） □ 32. その他　　（理由：　　）	
+●点	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】	・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋１０点～０点の範囲とする。 ・各キーワード毎に２点を上限とする ・各項目は１点とする。	【創意工夫の詳細評価】

※１．　創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき内容があれば加点評価する。
※２．　創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※３．　総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※４．　総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。
※５．　評価の対象は、当該工事契約期間内とする。
※６．　「しまね・ハツ・建設ブランド」の推奨技術、登録技術、実証フィールド工事対象技術に関しては、「■施工関係□17.特殊な工法や材料を用いた工事」と「■その他」の項目も含めた２項目について評価対象とする。また、総評価方式入札の技術提案の取り扱いについては、※４に準拠する。
ただし、「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド工事対象技術」については、「実証フィールド工事報告書」を提出された場合のみ評価対象とする。
※７．　総括監督員の評価する「6社会性等　Ⅰ．地域への貢献等」では「１．周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。」場合に評価対象としているので、１つの対策、工夫等で重複評価を行わないこと。
※８．　評価にあたっては、「島根県工事成績評定要領」第４　第６項に基づき、総括監督員及び担当部長（事業所長等）との合議によって決定すること。

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

考査項目	細　別	A	a	B	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅱ．工程管理	優れている	Bより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　１．隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□　２．地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□　３．工程管理を適切に行ったことにより、休日工事や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。

□　４．工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

□　５．工期内に工事を完成した。

□　６．災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

□　７．その他　（理由：　　）

□　８．工程管理がやや不備である。（理由：　　）

□　９．工程管理が不備である。　（理由：　　）

●判断基準（上記のうち１～７に関して）

該当項目数が５以上・・・・・・・・・・・A　　工程管理がやや不備である・・・・・・・d
該当項目数が４以上・・・・・・・・・・・a　　工程管理が不備である・・・・・・・・・・e
該当項目数が３以上・・・・・・・・・・・B
該当項目数が２以上・・・・・・・・・・・b
該当項目数が１以下・・・・・・・・・・・c

上記１～９の該当項目を総合的に判断して、Ａ～ｅ評価を行う。

	Ⅲ．安全対策	A	a	B	b	c	d	e
		優れている	Bより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　１．建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。

□　２．安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。

□　３．安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。

□　４．安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。

□　５．安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。

□　６．安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

□　７．その他　（理由：　　）

□　８．安全管理がやや劣っている。

□　９．安全管理が劣っている。

●判断基準（上記のうち１～７に関して）

評価項目数が６以上・・・・・・・・・・・A　　安全管理がやや劣っている・・・・・・・d
評価項目数が５・・・・・・・・・・・・・a　　安全管理が劣っている・・・・・・・・・・e
評価項目数が４・・・・・・・・・・・・・B
評価項目数が３・・・・・・・・・・・・・b
評価項目数が２以下・・・・・・・・・・・c

上記１～９の該当項目を総合的に判断して、Ａ～ｅ評価を行う。

考 査 項 目 別 運 用 表

■：キーワード、□：項目

（総括監督員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】　具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	■厳しい自然・地盤条件への対応 □ (1)特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ (2)雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ (3)急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ (4)動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ (5)その他 理由：＿＿＿＿＿＿	(1.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (2.について) ・港湾、海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (3.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (4.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (5.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		■都市部等の作業環境、社会条件への対応 □ (6)地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ (7)周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ (8)周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ (9)現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ (10)緊急時に対応が特に必要な工事 □ (11)施工箇所が広範囲にわたる工事 □ (12)その他 理由：＿＿＿＿＿＿	(6について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (7.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (8.について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (9.について) ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (10について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (11について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (12について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

考　査　項　目　別　運　用　表

		■構造物の特殊性への対応 □　(13)対象構造物の高さ、延長、施工(断) 面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　(14)対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　(15)その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿	(13.について) 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、 ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、 堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、 トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、 トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、港湾防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、 砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、 橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (14.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (15.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		■長期工事における安全確保への対応 □　(16)12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面又は一時工事中止した期間は除く） □　(17)その他 理由：	
		■施工現場での対応 □　(18)その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として評価できる事項 □　(19)その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿	
	評　　価	＋●点	評価内容記述欄 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】

※１．工事特性は、最大１０点の加点評価とする。加点は＋１０点～０点の範囲とし、各キーワード２点とする。
※２．工事特性の評価は、各施工条件等を克服して特に問題の発生もなく工事目的を達成したと認められる場合に評価する。。
※３．監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。評価に当たっては、監督員・主任監督員の意見も参考にするとともに、加点評価のみとし、評価すべき事項が無い場合は０点とする。
※４．総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。
※５．評価の対象は、当該工事契約期間内とする。
※６．評価にあたっては、「島根県工事成績評定要領」第４　第７項に基づき、担当部長（事業所長等）との合議によって決定すること。

考　査　項　目　別　運　用　表

（総括監督員）

考査項目	細　　別	
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	□　１．周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 （環境への汚濁負荷排出削減、動植物生息環境保全、生物保護など） □　２．現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □　３．定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □　４．地域生活に密着した道路清掃のボランティア活動などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □　５．地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □　６．災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □　７．県内の土木・建築事業の発展に貢献している。 １）技術講習会等の開催、施工実例等の報告を行っている。 ２）新技術・新工法の使用、紹介、その他これに類する技術提案・報告を行っている。 □　８．その他 （理由：　　）
	評価 ＋●点	

※１．地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
※２．地域への貢献等は、最大１０点の加点評価とする。
※３．加点は＋１０点～０点の範囲とし、１項目２点とする。
※４．評価の対象は、当該工事契約期間内および当該工事に関連するものとする。
※５．総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。
※６．「しまね・ハツ・建設ブランド」の推奨技術、登録技術、実証フィールド工事対象技術に関しては、「□７．２）新技術・新工法の使用」において評価対象とする。ここで、総合評価方式入札の技術提案については、履行義務の有無に関わらず評価対象とする。
ただし、「実証フィールド工事対象技術」については、「実証フィールド工事報告書」を提出された場合のみ評価対象とする。
※７．「島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領」に基づく協議がなされ、工事完成時に「利用３項目」を全て達成したことが確認できる場合は、「□８．その他」において評価対象とする（建築、設備等工事は除く）。
※８．評価にあたっては、「島根県工事成績評定要領」第４　第７項に基づき、担当部長（事業所長等）との合議によって決定すること。

考　査　項　目　別　運　用　表

（総括監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□ 1.指名停止３ヶ月以上	－２０点
□ 2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□ 3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□ 4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□ 5.文書注意	－　８点
□ 6.口頭注意	－　５点
□ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）	－　３点
□ 8.文書による中間検査指示事項の改善が無いもの	－　５点
□ 9.その他（理由：　　）	－0.0点

□　項目該当なし

①　本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
②　「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案、若手技術者の雇用継続、登録基幹技能者の配置、ＣＣＵＳ活用の確約が、受注者の責により履行されなかった場合、県内調達の義務付け違反があった場合、及び複数回の措置が生じた場合等については、９．で点数を減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
・　1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
・　2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
・　3.宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
・　4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
・　5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
・　6.建設業法に違反する事実が判明した　EX）一括下請け、技術者の専任違反等
・　7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
・　8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
・　9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
・　10.下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
・　11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
・　12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
・　13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
・　14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
・　15.その他
　　（理由：　　）

※　評価の対象は、当該工事契約期間内とする

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	細　　別	A	a	B	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れてい	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣ってい	劣っている
		「評価対象項目」 対象 評価 □　□　１．工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □　□　２．施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備し現場の施工体制と一致していることが確認できる。 □　□　３．工事の関係書類を不足無く簡潔に整理していることが確認できる。 □　□　４．工事材料の保管について品質に影響が無いよう行っていることが確認できる。 □　□　５．立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □　□　６．建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □　□　７．品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □　□　８．契約書第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □　□　９．施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □　□　１０．現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 □　□　１１．下請の施工について総合的に指導監督を行っており、引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □　□　１２．施工計画書に自社の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 □　□　１３．その他　　（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・ A 評価値が80%以上90%未満・・ a 評価値が70%以上80%未満・・ B 評価値が60%以上70%未満・・ b 評価値が60%未満・・・・・・ c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、Ａ～ｂに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「島根県公共工事共通仕様書 別冊(施工管理基準) １．出来形管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等は、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものとする。
④ ③後段の協議の結果、出来形管理基準を設定しない工事は「ｃ」評価とする。

［評価対象項目］
□ １．出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ ２．施工計画書に自社の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
□ ３．不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ ４．写真管理基準の管理項目を満足している。
□ ５．出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ ６．その他　　（理由：　　）

機械設備工事	A	a	B	b	c	d	e
	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣ってい	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ 対象 評価 □ □ １．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □ ２．出来形管理が容易に把握できるよう施工図、出来形管理図表などを工夫している。 □ □ ３．出来形管理記録が適切であることが確認できる。 □ □ ４．施工計画書に自社の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 □ □ ５．機器の形状及び寸法の実測値が許容範囲である。 □ □ ６．配管及び電設資材の形状及び寸法の実測値が許容範囲であり、経路が適切である。 □ □ ７．コンクリート基礎、鋼製架台及び点検歩廊の実測値が許容範囲である。 □ □ ８．不可視部分の出来形が工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ ９．解体または撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。 □ □ １０．その他　（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・ A 評価値が80%以上90%未満・・・ a 評価値が70%以上80%未満・・・ B 評価値が60%以上70%未満・・・ b 該当項目が60%未満・・・・・・ c					□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検　査　員）

	電気設備工事	A	a	B	b	c	d	e
		優れてい	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣ってい	劣っている
	通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ 対象 評価 □ □ １．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □ ２．出来形管理が容易に把握できるよう施工図、出来形管理図表などを工夫している。 □ □ ３．出来形管理記録が適切であることが確認できる。 □ □ ４．施工計画書に自社の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 □ □ ５．機器及び盤類の形状及び寸法の実測値が許容範囲である。 □ □ ６．電設資材の形状及び寸法の実測値が許容範囲であり、経路が適切である。 □ □ ７．コンクリート基礎、鋼製架台及び点検歩廊の実測値が許容範囲である。 □ □ ８．不可視部分の出来形が工事写真、施工記録により確認できる。 □ □ ９．解体または撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。 □ □ １０．その他　（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・ A 評価値が80%以上90%未満・・・ a 評価値が70%以上80%未満・・・ B 評価値が60%以上70%未満・・・ b 該当項目が60%未満・・・・・・ c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い） ①　品質は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格をいう。 ③　品質管理とは、「島根県公共工事共通仕様書 別冊(施工管理基準) ２．品質管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく品質を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	ｺﾝｸﾘｰﾄ 構造物 工事	［評価対象項目］ 対象 評価 □　□　１．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。 □　□　２．コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。 □　□　３．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。 □　□　４．施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締め固め方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。） □　□　５．コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　□　６．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □　□　７．鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 □　□　８．コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □　□　９．鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　□　１０．ｽﾍﾟｰｻｰの品質及び個数が適切で、鉄筋のかぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　□　１１．鉄筋の圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □　□　１２．コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □　□　１３．コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　□　１４．コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。 □　□　１５．その他　　（理由：　　） □　進行性又は有害なｸﾗｯｸがある場合、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%超　ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：A／a／B／B 評価値 75%以上90%未満：a／B／b／b 評価値 60%以上75%未満：B／b／c／c 評価値 60%未満：b／c／c／c 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。						

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土・盛土・築堤等工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象	評価	
□	□	１．伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□	□	２．雨水による法部等崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□	□	３．土工事の各段階の施工面に水たまりができないよう排水勾配を常時確保する等、配慮していることが確認できる。
□	□	４．置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□	□	５．芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□	□	６．ＣＢＲ試験などの品質管理を満足していることが確認できる。
□	□	７．法面に有害な亀裂が無い。
□	□	８．段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□	□	９．締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□	□	１０．一層あたりの仕上がり厚を管理していることが確認できる。
□	□	１１．構造物周辺の締め固を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□	□	１２．土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□	□	１３．切り土法面に現れた転石等について、地山を緩めることなく適切に処理していることが確認できる。
□	□	１４．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□　□　２．裏込材、中詰材及び胴込めコンクリートの締め固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□　□　３．緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸い出しが無いよう行っていることが確認できる。
□　□　４．環境ブロック工の中詰材が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　５．石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　６．護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□　□　７．遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　８．植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　９．根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１０．指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□　□　１１．基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□　□　１２．コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□　□　１３．施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□　□　１４．埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１５．コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１６．コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。
□　□　１７．その他　　（理由：　　）

□　進行性又は有害なｸﾗｯｸがある場合、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼　橋工　事（RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【工場製作関係】

対象 評価

□　□　１．鋼材の種別に関して、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□　□　２．溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□　□　３．溶接作業に当たり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　４．溶接作業に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□　□　５．孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□　□　６．欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□　□　７．塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□　□　８．素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□　□　９．塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□　□　１０．塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□　□　１１．その他　　（理由：　　）

【架設関係】

□　□　１２．ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□　□　１３．ﾎﾞﾙﾄの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。
□　□　１４．高力ﾎﾞﾙﾄの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□　□　１５．高力ﾎﾞﾙﾄの品質が、証明書類で確認できる。
□　□　１６．支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□　□　１７．架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□　□　１８．架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
□　□　１９．現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□　□　２０．現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□　□　２１．その他　　（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防・治山構造物工事 及び 地すべり防止工(集水井戸工事を含む)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【共　通】

対象 評価

□　□　１．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２．コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。
□　□　３．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□　□　４．施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。）
□　□　５．コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　□　６．コンクリート打設前の打継目処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　７．コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　８．鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　９．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　□　１０．地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□　□　１１．鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□　□　１２．コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１３．コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。
□　□　１４．その他　　（理由：　　）

【砂防構造物工事関係】

□　□　１５．施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□　□　１６．根固工、水制工、沈床工等で、材料の連結又はかみ合わせを適切に行っていることが確認できる。
□　□　１７．アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１８．ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□　□　１９．ﾎﾞﾙﾄの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。
□　□　２０．その他　　（理由：　　）

【地すべり対策工事関係（抑止杭・集水井戸工事を含む）】

□　□　２１．アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２２．ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□　□　２３．ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□　□　２４．集・排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工の方向及び角度が適正となるように、施工上の配慮をしていることが確認できる。
□　□　２５．地山との取り合わせが適切に施工されていることが確認できる。
□　□　２６．地下水位降下状況、排水量等を的確に把握し、地すべりの斜面安定考察が行われていることが確認できる。
□　□　２７．強度試験、セメントミルクの比重管理などの品質に係る事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□　□　２８．その他　　（理由：　　）

□　進行性又は有害なｸﾗｯｸがある場合、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【路床・路盤工関係】

対象 評価

□　□　１．路床・路盤工のﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行っていることが確認できる。
□　□　２．設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□　□　３．路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　４．路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□　□　５．路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　□　６．路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□　□　７．路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□　□　８．路床安定処理において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　９．その他　　（理由：　　）

【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】

□　□　１０．アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□　□　１１．舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□　□　１２．プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□　□　１３．舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　□　１４．各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□　□　１５．縦継目、横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１６．アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件に配慮していることが確認できる。
□　□　１７．密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１８．その他　　（理由：　　）

【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装関係】

□　□　１９．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２０．舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　□　２１．コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量などの測定結果が確認できる。
□　□　２２．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□　□　２３．運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　□　２４．ﾁｪｱｰ、ﾀｲﾊﾞｰを損傷が発生しないよう保管していることが確認できる。
□　□　２５．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【共通】

対象 評価

□　□　１．施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□　□　２．施工に関して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□　□　３．盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□　□　４．雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　□　５．その他　　（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】

□　□　６．土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□　□　７．ﾈｯﾄ等の境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□　□　８．ﾈｯﾄ等が破損を生じていないことが確認できる。
□　□　９．吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　□　１０．使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１１．施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□　□　１２．その他　　（理由：　　）

【ｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係】

□　□　１３．使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１４．金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□　□　１５．金網が破損を生じていないことが確認できる。
□　□　１６．吸水性の吹き付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□　□　１７．吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　□　１８．吹き付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□　□　１９．強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であること及び現場養生されたことが確認できる。
□　□　２０．不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　□　２１．法肩の吹き付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□　□　２２．進行性又は有害なクラックがない。
□　□　２３．その他　　（理由：　　）

【現場打法枠工・吹付法枠工関係（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ法枠工を含む）】

□　□　２４．使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２５．アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□　□　２６．現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施していることが確認できる。
□　□　２７．強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であること及び現場で養生されたことが確認できる。
□　□　２８．枠内に空隙がないことが確認できる。
□　□　２９．層間にはく離がないことが確認できる。
□　□　３０．不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　□　３１．その他　　（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工工事（地盤改良等を含む）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】

対象 評価

□　□　１．杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
□　□　２．既成杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□　□　３．水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　４．溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　５．支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□　□　６．場所打杭についてﾄﾚﾐｰ管をｺﾝｸﾘｰﾄ内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□　□　７．掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　８．配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　９．ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□　□　１０．裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。
□　□　１１．強度試験、セメントミルクの比重管理などの品質に係る事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□　□　１２．杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□　□　１３．その他　　（理由：　　）

【地盤改良関係】

□　□　１４．改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１５．セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□　□　１６．事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□　□　１７．施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□　□　１８．その他　　（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	海岸工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　□　３．運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　４．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□　□　５．コンクリートブロックの転置、仮置にあたって、強度確認を行っていることが確認できる。
□　□　６．損傷、転倒、崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
□　□　７．捨石基礎に関して、ゆるみが無く堅固に施工し、設計図書の仕様を満足する仕上げであることが確認できる。
□　□　８．工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
□　□　９．台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び避難設備の対策を講じていることが確認できる。
□　□　１０．工事現場及び周辺海域の環境に対して影響を与えないような施工方法を講じていることが確認できる。
□　□　１１．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	港湾工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【共通】

対象 評価

□　□　１．工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
□　□　２．台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び避難設備の対策を講じていることが確認できる。
□　□　３．工事現場及び周辺海域の環境に対して影響を与えないような施工方法を講じていることが確認できる。
□　□　４．その他　　（理由：　　）

【捨石、マット関係】

□　□　５．捨石、被覆石などの材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□　□　６．マットに破損がなく、重ね合わせなどの施工が設計図書の仕様を満足する仕上げであることが確認できる。
□　□　７．捨石、被覆及び根固め工に関して、ゆるみが無く堅固に施工し、設計図書の仕様を満足する仕上げであることが確認できる。
□　□　８．捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
□　□　９．その他　　（理由：　　）

【本体工関係、ブロック据付関係】

□　□　１０．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１１．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□　□　１２．運搬、打設、締め固め養生等が、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１３．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□　□　１４．コンクリートブロックの転置、仮置にあたって、強度確認を行っていることが確認できる。
□　□　１５．ケーソン類の仮置は、所定の位置に、所定の方法で行っていることが確認できる。
□　□　１６．ケーソン類据え付け等及び中詰めにおいて、ケーソン類及び既設構造物等に破損が生じないよう施工されていることが確認できる。
□　□　１７．コンクリートブロック据付等について、ブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□　□　１８．乱積みでコンクリートブロック相互のかみ合わせがよく、孤立したブロックがないことが確認できる。
□　□　１９．コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２０．コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。
□　□　２１．その他　　（理由：　　）

【浚渫関係】

□　□　２２．浚渫施工範囲海底面が、設計図書に規定された水深にむらなく仕上げられていることが確認できる。
□　□　２３．既設構造物に影響を及ぼさないよう施工していることが確認できる。
□　□　２４．水深変化部のすり付けを滑らかに施工していることが確認できる。
□　□　２５．岸壁起終点取り付け区間の浚渫について、設計図書の仕様を満足するよう施工していることが確認できる。
□　□　２６．その他　　（理由：　　）

□　進行性又は有害なｸﾗｯｸがある場合、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□ □ １．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ２．コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。
□ □ ３．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ ４．施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む。）
□ □ ５．コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ６．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ ７．鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
□ □ ８．鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ９．コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ １０．圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ １１．鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ １２．ｽﾍﾟｰｻｰの品質及び個数が適切で、鉄筋のかぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ １３．ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁のﾌﾟﾚﾌﾚｸｼｮﾝ管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ １４．使用する装置及び機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを事前に実施していることが確認できる。
□ □ １５．ＰＣ鋼材の緊張及び、グラウトの塩化物イオン総量と注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ １６．ﾌﾟﾚｽﾄﾚｯｼﾝｸﾞ時のｺﾝｸﾘｰﾄ圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ １７．ｺﾝｸﾘｰﾄ圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ □ １８．コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ １９．コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。
□ □ ２０．その他　　（理由：　　）

□ 進行性又は有害なｸﾗｯｸがある場合、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□　□　２．ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□　□　３．天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□　□　４．塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□　□　５．塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□　□　６．鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□　□　７．塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□　□　８．溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□　□　９．塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□　□　１０．その他　　（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□　□　２．コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。
□　□　３．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□　□　４．施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□　□　５．吹き付けコンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　６．設計図書に定められた岩区分（支保パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□　□　７．坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　８．計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□　□　９．鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
□　□　１０．コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害部が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□　□　１１．吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付ｺﾝｸﾘｰﾄの一層の厚さが１５㎝以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□　□　１２．金網の継ぎ目を１５㎝以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□　□　１３．吹付ｺﾝｸﾘｰﾄを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□　□　１４．ロックﾎﾞﾙﾄの定着長、引抜き耐力が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１５．防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□　□　１６．逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□　□　１７．コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１８．コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。
□　□　１９．その他　　（理由：　　）

□　進行性又は有害なｸﾗｯｸがある場合、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□　□　２．樹木等に損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□　□　３．樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□　□　４．施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□　□　５．肥料が設計図書の仕様を満足しており、直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。
□　□　６．植栽する樹木の植え穴について、設計図書の仕様を満足する植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
□　□　７．添木の設置について、設計図書の仕様を満足しており、ぐらつきがないことがが確認できる。
□　□　８．樹木名板を視認しやすい場所に据え付けていることが確認できる。
□　□　９．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	防護柵 ・ 標識 ・ 区画線等設置工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【防護柵関係、標識関係】

対象 評価

□　□　１．防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ等の規定を満足していることが確認できる。
□　□　２．防護柵等の床堀の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□　□　３．防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□　□　４．防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□　□　５．基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□　□　６．防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　７．ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
□　□　８．ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□　□　９．標識版の製作について、材質、表示文字内容等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１０．標識版の設置について、道路表面等からの位置が設計図書の規定を満足していることが確認できる。
□　□　１１．その他　　（理由：　　）

【区画線関係】

□　□　１２．ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
□　□　１３．区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１４．区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１５．区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□　□　１６．区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□　□　１７．溶融式又は高視認性区画線ではプライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□　□　１８．区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　□　１９．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	落石防護工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※ ばらつきの判断は資料－１ （１．管理図の取り扱い） 参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］
【落石防止網工関係、落石防止柵工関係】
対象 評価
□ □ １．伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ ２．アンカー設置について、設置地山の変位が生じないよう設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ３．土中用打込アンカーについて、斜面に垂直方向に打込んでいることが確認できる。
□ □ ４．岩盤用アンカーボルトの充填について、設計図書に基づき確実に施工されていることが確認できる。
□ □ ５．アンカーの強度について、現場施工試験が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ６．ワイヤーロープと金網の連結が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ７．金網の設置について、重ね幅が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ ８．支柱基礎について、周辺の地盤を緩めることなく、かつ滑動しないよう定着されていることが確認できる。
□ □ ９．金網の設置について、初期張力を与えたワイヤーロープにゆるみがないよう施工していることが確認できる。
□ □ １０．衝撃緩和装置について、設計図書の仕様を満足するよう施工されていることが確認できる。
□ □ １１．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	ほ場整備工事 （・整地工・進入路工・用排水路工・道路工・暗渠排水工等）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【区画整理工事関係】

対象 評価

□　□　１．現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。
□　□　２．営農に支障がないよう仕様書に示す表土厚を確保しながら均平度を保つよう仕上げられていることが確認できる。
□　□　３．営農に配慮し、基盤整地において用水側が排水側より高くなるように仕上げられていることが確認できる。
□　□　４．土工工事において降雨・降雪等気象条件を考慮した施工が確認できる。
□　□　５．湧水の処理が適切に行なわれていることが確認できる。
□　□　６．盛土・切土において雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　□　７．掘削・盛土法勾配が正確に施工されていることが確認できる。
□　□　８．法面に有害なクラックや損傷がない。
□　□　９．石礫、雑物等が混入していないことが確認できる。
□　□　１０．二次製品、管布設の接続、埋戻し等において常に十分な注意を払っていることが確認できる。
□　□　１１．コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。
□　□　１２．構造物周辺の締固め等の処理が適正に行われている。　　）
□　□　１３．その他　　（理由：

【暗渠排水工事関係】

□　□　１４．設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□　□　１５．現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。
□　□　１６．設計図書に示す条件により実施されている。
□　□　１７．溝畔の埋戻し等の処理が適切に実施されている。
□　□　１８．管布設の基盤面、接続、埋戻し等が適切に施工されていることが確認できる。
□　□　１９．被覆材の投入が設計図書で定められた条件を満足し適切に実施されている。
□　□　２０．不可視部分が写真等の資料から適切に施工されていることが確認できる。　　）
□　□　２１．その他　　（理由：

【パイプライン工事関係】

□　□　２２．設計図書で定められている品質管理が実施されている。
□　□　２３．現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。
□　□　２４．管布設の基盤面、埋戻し等が適切に施工されていることが確認できる。
□　□　２５．管布設の接続施工等に関して、仕様に定められた基準又は監督員が確認した仕様のとおりに実施されていることが確認できる。
□　□　２６．管渠において漏水箇所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。
□　□　２７．不可視部分が写真等の資料から適切に施工されていることが確認できる。
□　□　２８．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	ため池工事 (堤体工)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．締固めが仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　□　２．堤体盛土材が適切に保管管理されていることが確認できる。
□　□　３．堤体盛土を適切な含水状態で、又まき出し厚が均一で均等な転圧で施工されていることが確認できる。
□　□　４．段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□　□　５．掘削面以下を乱さないように適切に施工されていることが確認できる。
□　□　６．現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。
□　□　７．堤体法面が雨水によるガリ浸食、崩壊が起きないように排水対策を実施している。
□　□　８．気象条件を考慮した施工が確認できる。
□　□　９．構造物周辺の締め固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。
□　□　１０．遮水シート施工基盤面に凹凸がなく平滑に仕上げられている。
□　□　１１．遮水シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。
□　□　１２．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	魚礁工 コンクリート魚礁 鋼製魚礁 沈　設	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象	評価	
□	□	１．台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び避難設備の対策を講じていることが確認できる。
□	□	２．工事現場及び周辺海域の環境に対して影響を与えないような施工方法を講じていることが確認できる。
□	□	３．品質管理についての記録簿等が整理されている。
□	□	４．コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が仕様を満足していることが確認できる。
□	□	５．強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	６．コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□	□	７．運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	８．コンクリート魚礁の転置、仮置にあたって、強度確認を行っていることが確認できる。
□	□	９．鋼材の種別に関して、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□	□	１０．溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□	□	１１．ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□	□	１２．鋼製魚礁の溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認でき､切断面の品質が規定を満足していることが確認出来る。
□	□	１３．組立魚礁の組立・加工が仕様書及び手順書等に沿って定められたとおり施工されていることが確認できる。
□	□	１４．石材投入位置の測量において、特記仕様書で指定されている機器を使用していることが確認できる。
□	□	１５．石材などの材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□	□	１６．石材等に関して、ゆるみが無く堅固に施工し、設計図書の仕様を満足する仕上げであることが確認できる。
□	□	１７．沈設に先立ち、気象・海象等を十分調査し、沈設作業が適切に管理されており、設計図書等に定められたとおり施工されている。
□	□	１８．沈設において礁体の転倒、崩壊の恐れがないことが確認できる。
□	□	１９．輸送中相互に接触しないよう固定して運搬され、破損やキズがないことが確認できる。
□	□	２０．沈設に伴う位置測量結果をその都度整理し、沈設場所が速やかに復元できる資料等が整理されている。
□	□	２１．その他　　（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	二次製品水路整備工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※　ばらつきの判断は資料－１　（１．管理図の取り扱い）　参照					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

【道路水路工事関係】

対象 評価

□　□　１．現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　□　２．構造物の施工に当たり、事前に調査し、細部が現地に適合するよう提案していることが確認できる。
□　□　３．地下水の湧出に対して適切な処理を行っていることが確認できる。
□　□　４．基礎工について材料の品質や締固後の品質が適切であることが確認できる。
□　□　５．製品の接続施工等に関して、設計図書の仕様に定められた基準を満足していることが確認できる。
□　□　６．水路蓋の設置について、適切な施工が行われガタつきなどの発生が無く供用性が良いことが確認できる。
□　□　７．埋戻・締固が適切で、路面舗装がある場合は沈下による段差や路面排水不良が発生しないよう施工していることが確認できる。
□　□　８．その他　　（理由：　　）

【用・排水路工事（地すべり水路工事を含む）】

□　□　９．現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□　□　１０．現地状況を勘案し、施工方法や構造について現地に適合した施工を行っていることが協議記録等で確認できる。
□　□　１１．地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。
□　□　１２．施工基面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
□　□　１３．水路継ぎ目を適切に施工していることが確認できる。
□　□　１４．水路の埋戻、締固が十分に行われ、地表面に窪み緩みがなく水が水路に適切に入るよう施工されていることが確認できる。
□　□　１５．地下水の湧出に対して適切な処理を行っていることが確認できる。
□　□　１６．その他　　（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	電線共同溝工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ※ ばらつきの判断は資料－１ （１．管理図の取り扱い） 参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□ □ １．指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□ □ ２．管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□ □ ３．プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ ４．特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□ □ ５．特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□ □ ６．埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ７．舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□ □ ８．管枕及び埋戻シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ９．管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□ □ １０．その他 （理由： ）

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	維持修繕工事 道路工、河川・砂防工、橋梁補修・補強工、耐震補強工、落橋防止工、付属物工等	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

□ １．使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

□ ２．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

□ ３．監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

□ ４．施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

□ ５．気象条件（気温、湿度、天候、日照等）に配慮した品質管理計画に基づき施工していることが確認できる。

□ ６．理由：

□ ７．理由：

□ ８．理由：

注　記載の５項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
　　ただし、評価対象項目は最大８項目とする。

●判断基準

該当項目数が６以上・・・・・・・・・・A
該当項目数が５以上・・・・・・・・・・a
該当項目数が４以上・・・・・・・・・・B
該当項目数が３以上・・・・・・・・・・b
該当項目数が２未満・・・・・・・・・・c

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	機械設備工事	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□　□　２．配管及び電設資材等の品質について設計図書を満足している。
□　□　３．コンクリート基礎、鋼製架台及び点検歩廊の品質について、設計図書を満足している。
□　□　４．機器据付けの品質が適切で良好な施工である。
□　□　５．配管及び電気設備等の施工品質が適切で良好な施工である。
□　□　６．施工の各段階における試験の方法が、適切である。
□　□　７．システム全体の性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　８．システム全体の性能及び機能に関する確認方法に工夫があり、試運転結果により要求されている設備機能及び総合性能を満足していることが確認できる。
□　□　９．不可視部分の品質が工事写真、施工記録により確認できる。
□　□　１０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工品質が、継続して確認できる。
□　□　１１．その他（理由：

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・ A
評価値が80%以上90%未満・・ a
評価値が70%以上80%未満・・ B
評価値が60%以上70%未満・・ b
評価値が60%未満・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		A	a	B	b	c	d	e
	電気設備工事	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□　□　１．機器及び盤類の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□　□　２．配管配線等電設資材の品質について設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　３．コンクリート基礎、鋼製架台等の品質について、設計図書を満足している。
□　□　４．機器及び盤類の据付品質が適切で良好な施工である。
□　□　５．電設資材等の施工品質が適切で良好な施工である。
□　□　６．施工の各段階における試験の方法が、適切である。
□　□　７．システム全体の性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□　□　８．システム全体の性能及び機能に関する確認方法に工夫があり、試運転結果により要求している設備機能及び総合性能を満足していることが確認できる。
□　□　９．不可視部分の品質が工事写真、施工記録により確認できる。
□　□　１０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工品質が、継続して確認できる。
□　□　１１．その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・ A
評価値が80%以上90%未満・・ a
評価値が70%以上80%未満・・ B
評価値が60%以上70%未満・・ b
評価値が60%未満・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工種	A	a	B	b	c	d	e
Ⅱ．品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

［評価対象項目］

対象 評価

□ □ １．機器及び盤類の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ ２．配管配線等電設資材の品質について設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ３．コンクリート基礎、鋼製架台等の品質について、設計図書を満足している。
□ □ ４．機器及び盤類の据付品質が適切で良好な施工である。
□ □ ５．電設資材等の施工品質が適切で良好な施工である。
□ □ ６．施工の各段階における試験の方法が、適切である。
□ □ ７．システム全体の性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ ８．システム全体の性能及び機能に関する確認方法に工夫があり、試運転結果により要求している設備機能及び総合性能を満足していることが確認できる。
□ □ ９．不可視部分の品質が工事写真、施工記録により確認できる。
□ □ １０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工品質が、継続して確認できる。
□ □ １１．その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が90％以上・・・・・・ A
評価値が80％以上90％未満・・ a
評価値が70％以上80％未満・・ B
評価値が60％以上70％未満・・ b
評価値が60％未満・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／対象評価項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

考査項目	工種		A	a	B	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	上記以外の工事又は合併工事	〈A〉	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
		〈B〉	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書工管理基準、その他設計書に定められた試験」 ※ ばらつきの判断は資料－１ （１．管理図の取り扱い） 参照						

［評価対象項目］

対象 評価

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

□ □ 理由：

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%超
評価値	90%以上	A	a	B
	75%以上90%未満	a	B	b
	60%以上75%未満	B	b	c
	60%未満	b	c	c

●判断基準

＜Ａ＞ 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

評価値が90%以上・・・・・・ A
評価値が80%以上90%未満・・ a
評価値が70%以上80%未満・・ B
評価値が60%以上70%未満・・ b
評価値が60%未満・・・・・・ c
なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

＜Ｂ＞ 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／対象評価項目数（ ）
③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工　　種	A	B	c	d
３．出来形及び出来ばえ		□ 優れている（A）	□ やや優れている（B）	□ 他の評価に該当しない場合	□ 劣っている
Ⅲ．出来ばえ	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事 砂防･治山構造物工事 トンネル工事	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当５項目以上・・・・・ A 該当４項目・・・・・・・ B 該当３項目・・・・・・・ c 該当２項目以下・・・・・ d
	土工事 （盛土・築堤工事等）	□ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	切土工事	□ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水等による施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当５項目以上・・・・・ A 該当４項目・・・・・・・ B 該当３項目・・・・・・・ c 該当２項目以下・・・・・ d
	護岸・根固・ 水制工事	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 □ 天端及び端部の仕上げがよい。 □ 既設構造物とのすりつけがよい。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	鋼橋工事	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	地すべり防止 工事	□ 地山との取り合いが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当３項目以上・・・・・ A 該当２項目・・・・・・・ B 該当１項目・・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	舗装工事	□ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当５項目以上・・・・・ A 該当４項目・・・・・・・ B 該当３項目・・・・・・・ c 該当２項目以下・・・・・ d
	法面工事	□ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当３項目以上・・・・・ A 該当２項目・・・・・・・ B 該当１項目・・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工　　種	A	B	c	d
３．出来形及び出来ばえ		□ 優れている（A）	□ やや優れている（B）	□ 他の評価に該当しない場合	□ 劣っている
Ⅲ．出来ばえ	基礎工工事 （地盤改良等を含む）	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部、天端仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			●判断基準 ※ 該当３項目以上・・・・・ A 該当２項目・・・・・・・ B 該当１項目・・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	港湾工事 海岸工事	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い、また、クラックがない。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事	□ コンクリート構造物の表面状態がよい。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げ等が良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 伸縮装置、高欄の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当６項目以上・・・・・ A 該当５項目・・・・・・・ B 該当３項目以上・・・・・ c 該当２項目以下・・・・・ d
	塗装工事 （工場塗装を除く）	□ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所がない。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	植栽工事	□ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 植栽帯の全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当３項目以上・・・・・ A 該当２項目・・・・・・・ B 該当１項目・・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	防護柵工事	□ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当５項目以上・・・・・ A 該当４項目・・・・・・・ B 該当３項目・・・・・・・ c 該当２項目以下・・・・・ d
	標識工事	□ 設置位置に配慮がある。 □ 標識の向き並びに角度及び支柱の通りが良い。 □ 標識板、支柱に変色がない。 □ 支柱基礎の埋戻し等が入念に施工されている。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	区画線工事	□ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d

考　査　項　目　別　運　用　表

（検　査　員）

考査項目	工　　種	A	B	c	d
３．出来形及び出来ばえ		□ 優れている（A）	□ やや優れている（B）	□ 他の評価に該当しない場合	□ 劣っている
Ⅲ．出来ばえ	落石防護工事	□ 部材表面に傷、錆がない。 □ 支柱の設置角度、配置や通りが良い。 □ 細部まできめ細かな施工がなされている。 □ 端部の処理が良い。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	区画整理工事	□ 営農に配慮した丁寧な田面整地が行われている。 □ 道路、用・排水路、畦畔等の通りがよい。 □ 土工（盛土、埋戻）の仕上げがよい。 □ 小構造物等にもきめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	暗渠排水工事	□ 耕土埋戻しの仕上げがよい。 □ 溝畔復旧の仕上げがよい。 □ 水閘、及び配管の施工が適切に行われている。 □ 吐出部の施工が適切に行われている。 □ 管理資料、写真から不可視部分の出来映えの良さが伺える。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	パイプライン工事	□ 通りがよい。 □ 漏水がない。 □ 土工（埋戻）の仕上げがよい。 □ 管理資料、写真から不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 道路復旧等の仕上げがよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	ため池工事	□ きめ細かな施工がなされている。 □ 通りがよい。 □ 構造物へのすりつけがよい。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	魚礁工	□ コンクリート魚礁にクラックがなく表面状態が良い。 □ 部材表面に有害な、傷、錆がない。 □ 鋼製魚礁表面に補修箇所がない。 □ 資料等から魚礁等が計画位置にバランスよく沈設されていることが確認できる。 □ 構造物の出来ばえが良い。 □ 資料等から沈設状況や不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。			●判定基準 ※ 該当５項目以上・・・・・A 該当４項目・・・・・・・B 該当３項目・・・・・・・c 該当２項以下・・・・・・d
	二次製品 水路整備工事	□ 構造物とのすりつけが良く、通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ、舗装復旧仕上げ等がよい。 □ クラック、欠け等がなく、漏水、滞水がない。 □ 小構造物等にもきめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	電線共同溝工事	□ 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、ガタつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当３項目以上・・・・・ A 該当２項目・・・・・・・ B 該当１項目・・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d

考 査 項 目 別 運 用 表

考査項目	工　　種	A	B	c	d
３．出来形及び出来ばえ		□ 優れている (A)	□ やや優れている (B)	□ 他の評価に該当しない場合	□ 劣っている
	維持修繕工事	□ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判断基準 ※ 該当３項目以上・・・・・ A 該当２項目・・・・・・・ B 該当１項目・・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	機械設備工事	□ きめ細かな施工がなされている。 □ 関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ システムとして、運転状態に異常がなく、性能が優れている。 □ 運転及び保守管理への対応が優れている。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	電気設備工事	□ きめ細かな施工がなされている。 □ 関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ システムとして、運転状態に異常がなく、性能が優れている。 □ 運転及び保守管理への対応が優れている。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	通信設備工事 受変電設備工事	□ きめ細かな施工がなされている。 □ 関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ システムとして、運転状態に異常がなく、性能が優れている。 □ 運転及び保守管理への対応が優れている。 □ 全体的な美観がよい。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d
	上記以外の工事 又は 合併工事	□ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ※　考査項目は最大５項目とする。			●判断基準 ※ 該当４項目以上・・・・・ A 該当３項目・・・・・・・ B 該当２項目・・・・・・・ c 該当１項目以下・・・・・ d

資料－1

出来形及び品質のばらつきの考え方

1. 管理図の取り扱い

［①管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50%以下と判断できる例

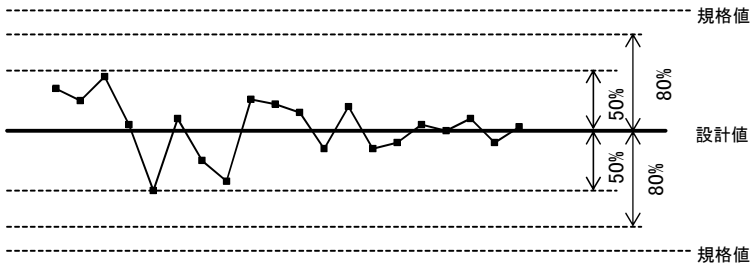

②ばらつきが80%以下と判断できる例

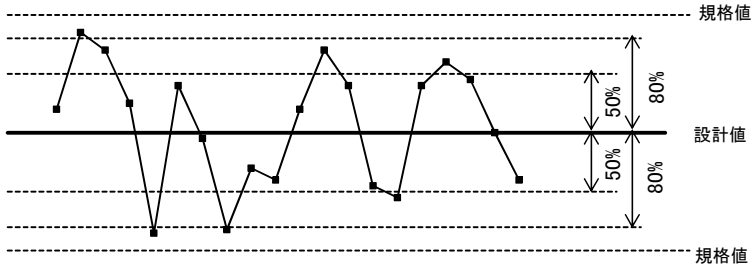

（下限値のみの場合）

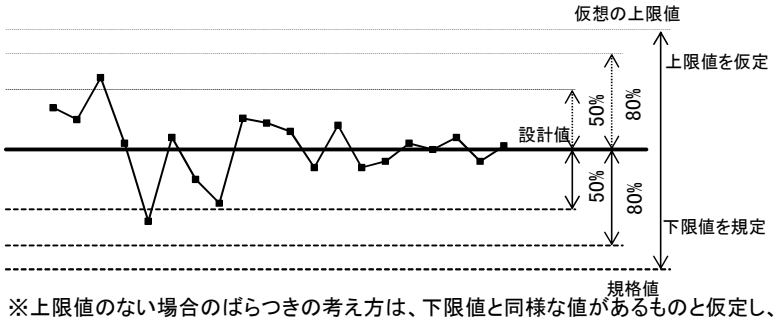

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

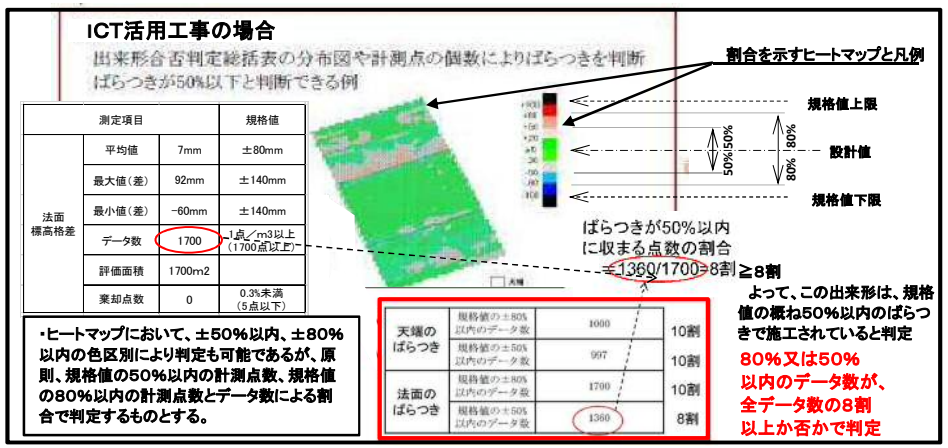

測定項目			規格値
法面標高格差	平均値	7mm	±80mm
	最大値（差）	92mm	±140mm
	最小値（差）	−60mm	±140mm
	データ数	1700	1点／m3以上（1700点以上）−
	評価面積	1700m2	
	棄却点数	0	0.3%未満（5点以下）

天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000	10割
	規格値の±50%以内のデータ数	997	10割
法面のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1700	10割
	規格値の±50%以内のデータ数	1360	8割

［②度数またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

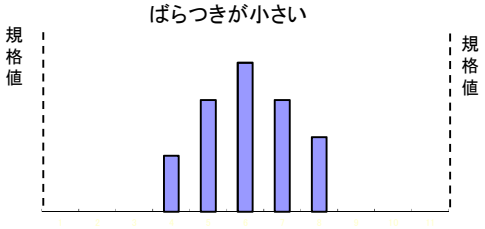

ばらついている

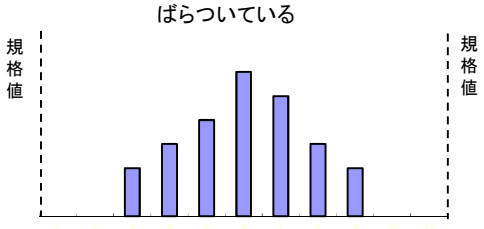

ばらつきが大きい

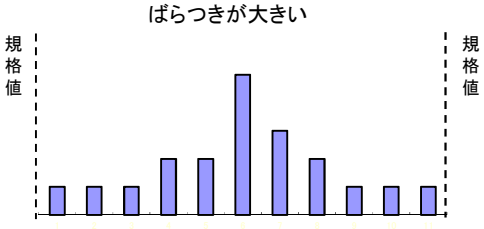

2. 多工種複合工事の取り扱い

・主たる工種で評定する。なお、複数の工種での評価が重要な場合は、多工種で評価することができる。

別紙３

工　事　成　績　の評　定　について

1. 評定基準及び工事総評

総　　評	優　　良	良　　好	普　　通	基　準　内
評定点合計	１００～８０	７９～７３	７２～６５	６４～

別添様式

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項　目	評価内容	備　　考	
□工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な施工条件等への対応	□厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件 急峻な地形、土石流危険渓流内 動植物等の自然環境保全配慮 その他	
	□都市部等の作業環境、社会条件への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響配慮 周辺環境条件による、作業条件、工程等への影響配慮 周辺住民等への騒音・振動を特に影響配慮 作業スペース制約・現道上の交通規制 緊急時に対応が特に必要な工事	
	□構造物の特殊性への対応	対象構造物の規模が特殊な工事 対象構造物の形状が複雑である等による施工条件変化 その他	
	□長期工事における安全確保への対応	12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 その他	
□創意工夫 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係	土工、設備、電気の品質向上 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 配筋、溶接作業等に関する工夫	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の生育環境保全、生物保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施 災害時などに、地域への支援、救援活動への積極的参加	

1．該当する項目の□にレマーク記入。
2．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙４

島根県工事成績評定点通知公表実施要領

（目的）

第１　この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部の所掌する土木工事及び建築工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　評定点の通知の対象とする工事は、島根県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第２に規定された評定の対象工事とする。

（評定点の通知及び公表）

第３　土木部長〔当該工事を所掌する課長（室長）が検査員を指定する工事については当該課長（室長）、地方機関の長が検査員を指定する工事については当該工事を所掌する地方機関の長。以下第4から第６において同じ。〕は、検査員である評定者から竣工検査の工事成績採点表が提出された後、当該工事の受注者に速やかに書面により通知するものとする。

２．通知した内容は、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。なお、閲覧に供する期間は、業務完了年度を含め２年度とする。

３．評定要領第７に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

（説明請求）

第４　第３の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、土木部長に評定点について、説明を求めることができるものとする。

（説明請求の提出）

第５　第４の書面の提出先は、土木部長とする。

（説明請求に対する回答）

第６　土木部長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。

２．土木部長は、前項の回答をする場合、島根県工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

３．前項の島根県工事成績評定評価委員会は、別紙５①、別紙５②、別紙５③、別紙５④及び別紙５⑤に定める規程に基づき設置するものとする。

（雑則）
第７　この要領に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定める。

附則
この要領は、平成１２年４月１日から施行する。
この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
この要領は、平成２０年６月１日から施行する。
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
この要領は、平成２５年７月１日から施行する。
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別紙５①

島根県工事成績評定評価委員会規程

（趣　旨）

第１　この規程は、本庁に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２　委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 土木部長が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答

(2) 工事成績評定の通知に係る事項

(3) その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第３　委員会は、次の者で構成する。

(1) 次長（技術）

(2) 技術管理課長

(3) 当該工事を所掌する当該課長（室長）

(4) 当該工事を所掌する当該所長又は事業所長等（必要に応じて）

(5) 当該工事を担当する当該総括監督員（必要に応じて）

(6) 当該工事担当検査員

２　委員長は、次長（技術）とする。

３　技術管理課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第４　委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５　委員会の庶務は、技術管理課工事品質管理スタッフ担当が行う。

別紙５②

島根県工事成績評定評価委員会規程

（趣　旨）

第１　この規程は、本庁課（室）に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２　委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 技術管理課長、各課長（室長）が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答

(2) 工事成績評定の通知に係る事項

(3) その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第３　委員会は、次の者で構成する。

(1) 技術管理課長

(2) 当該工事担当課長（室長）

(3) 当該工事を所掌する担当所長又は局長（必要に応じて）

(4) 当該工事担当課長補佐

(5) 当該工事担当総括監督員（必要に応じて）

(6) 当該工事担当検査員

２　委員長は当該工事担当課長（室長）とする。

３　課長補佐は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第４　委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５　委員会の庶務は、課長補佐が行う。

別紙５③

島根県工事成績評定評価委員会規程

（趣　旨）

第１　この規程は、技術管理スタッフが配置（兼務を含む）されている地方機関に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２　委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 地方機関の長が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答

(2) 工事成績評定の通知に係る事項

(3) その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第３　委員会は、次の者で構成する。

(1) 所長又は局長

(2) 関係部長又は事業所長

(3) 技術専門監

(4) 総務課長又は契約業務課長

(5) 当該工事担当総括監督員

(6) 当該工事担当主任監督員（必要に応じて）

(7) 当該工事担当検査員

２　委員長は、所長又は局長とする。

３　関係部長又は総務課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第４　委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５　委員会の庶務は、総務課又は契約業務課が行う。

別紙５④

島根県工事成績評定評価委員会規程

（趣　旨）

第１　この規程は、技術管理スタッフが配置（兼務を含む）されていない地方機関に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２　委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 地方機関の長が検査員を指定する工事で、島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答

(2) 工事成績評定の通知に係る事項

(3) その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第３　委員会は、次の者で構成する。

(1) 所長又は局長

(2) 関係部長又は事務所長

(3) 当該工事等の同地域にある県土整備事務所（局）所属の技術専門監

(4) 総務担当課長又は契約業務担当課長相当職にある者

(5) 当該工事担当総括監督員

(6) 当該工事担当主任監督員（必要に応じて）

(7) 当該工事担当検査員

２　委員長は、所長とする。

３　関係部長又は総務担当課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第４　委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５　委員会の庶務は、総務担当課又は契約業務担当課が行う。